

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書等の提出について

1 給与支払報告書の提出義務

地方税法第317条の6第1項の規定により、事業所や事務所等（以下「事業所等」という。）は、給与の支払を受けている方の令和6年中の給与所得金額等について、対象となる市町村に報告することとなります。詳しくは、税務署に備え付けの冊子「給与所得と源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「年末調整のしかた」を参照願います。

また、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」にて、年末調整の詳細な手順や必要となる各種申告書、年末調整に関するパンフレット等の情報が随時更新されております。そちらも合わせてご確認ください。

年末調整がよくわかるページ



※裏面の二次元バーコードからも読み込みできます

2 給与支払報告書の作成対象者

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に給与等の支払いを受けた方

※ 中途の就職や退職、休職、季節的な雇用、パートなど、金額や雇用日数にかかわらず、支払いを受けた方全員（青色事業専従者、年末調整の対象とならない方、源泉徴収額がない方も含む）が対象となります。

3 提出先

令和6年分の給与支払報告書の提出先は、給与等の支払いを受けた方の令和7年1月1日現在の住所地の市町村です。住所地が陸前高田市の方の給与支払報告書は、下記の提出先に提出してください。また、陸前高田市以外の住所地の方につきましては、各々の市町村へ提出してください。なお、年の途中で退職された方につきましては、退職時点に住民登録している市町村に提出することとなります。

4 提出するもの

(1) 「給与支払報告書（個人別明細書）」：給与等の支払いを受けた方1名につき1枚

給与支払報告書については、個人別明細書1枚（複写式の給与支払報告書を使用している場合は、上の1枚）を市町村に提出し、源泉徴収票は個人（3枚複写式の場合は、税務署と個人）に交付してください。なお、提出する際は、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税を④特別徴収（事業者が従業員の給与から税額を引き去って納入）する方と⑤特別徴収しない方（退職（予定）者や乙欄の方）に区分し、**間に必ず陸前高田市指定様式の仕切紙を挟んで**提出してください。

※ 令和4年分として提出すべきであった給与支払報告書の枚数が100枚以上であった事業所等は、令和6年分の給与支払報告書はeL-Taxや光ディスク等（CDやDVDなど）による提出が義務付けられますので、ご注意の上、提出願います。（所得税法第228条の4に基づくもの）

(2) 「給与支払報告書（総括表）」1枚

まとめた給与支払報告書の一番上に、「総括表」を付けて提出してください。

給与支払報告書の提出期限 … 令和7年1月31日（金）【厳守】

※事務の都合上、**令和7年1月24日（金）までに**提出していただくようご協力お願いいたします。

5 総括表・給与支払報告書（個人別明細書）の配布場所

最寄りの税務署及び市区町村の担当窓口において配布しています。

6 異動届出書の提出義務

特別徴収を行っている事業所においては、「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出後に、従業員に退職、休職、転勤、新規雇用等の異動があった場合には、**速やかに下記に記載の担当部署へ異動届出書を提出**してください。

異動届出書の提出期限は令和7年4月15日（火）（地方税法第317条の6第2項の規定に基づくもの）ですが、余裕をもって**令和7年4月8日（火）までに**提出していただくようご協力をお願いいたします。

■ 給与支払報告書の提出先及び問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地（市役所1階）

陸前高田市市民協働部税務課市民税係 TEL：0192-54-2111（111・112・113）

裏面もあります

給与支払報告書の提出・作成の注意点

- マイナンバー制度の施行に伴い、個人番号や法人番号を記載する様式を使用することとなったため、**古い様式は絶対に使用しないでください。**
- 前職分を含めて年末調整をした場合は、**個人別明細書の「摘要」欄に前職の給与支払者の所在地、名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額及び退職年月日を必ず記載**してください。
- 扶養親族は、令和6年12月31日現在の年齢で計算し、16歳未満の場合は「16歳未満の扶養親族」欄に、16歳以上の場合は「控除対象扶養親族」欄に記載してください。
- 給与支払報告書を印字する場合は、数字等が枠からずれないようにしてください。
- 給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄は、**令和7年度分市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の納入書が必要か不要かを、どちらかに丸をつけて選択**してください。

個人住民税の給与からの引き去り（特別徴収）についてのご案内

源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収することが法律で定められています。

(地方税法第321条の3)

○ 個人住民税の特別徴収とは？

事業者等（給与支払者・特別徴収義務者）が従業員（給与所得者・納税義務者）に支払う給与から個人住民税（市民税・県民税）及び森林環境税をあらかじめ引き去り、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。

※事業者や従業員の意味で特別徴収とすることを選択することはできません。

○ 特別徴収の方法は？

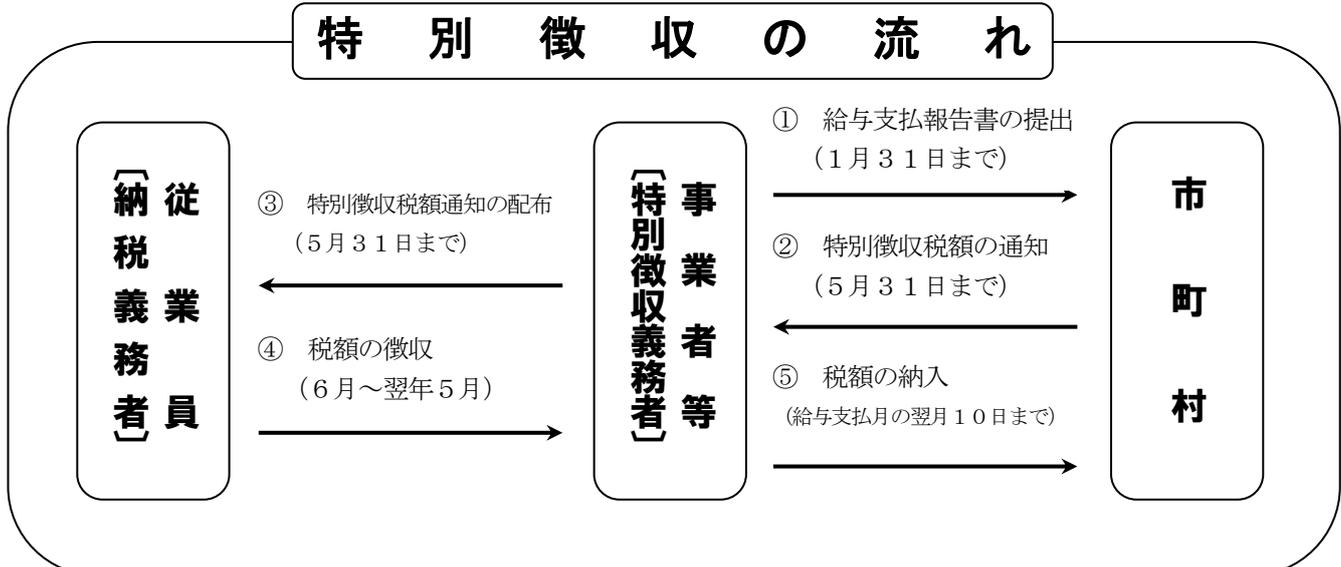
令和7年5月中旬～下旬にかけて、従業員が令和7年1月1日に住所を有する市町村から事業所等に納税のための特別徴収税額を通知しますので、その税額を6月から翌年5月までの給料から引き去っていただき、指定金融機関や市町村窓口等で納入してください。

※この取扱いは、総務省及び全国地方税務協議会による全国的な推進体制の中で、岩手県及び県内全市町村が一体となって取り組んでいるものです。

○ 従業員の方にとって便利な制度です。

- ◇ 特別徴収（給与からの引き去り）の場合、従業員が個人住民税（市民税・県民税）及び森林環境税の納付のために**金融機関等に出向く必要がなくなります。**
- ◇ 1年分の税額を月々の給与の支給に合わせて12回に分けて納税することになるため、納付書で納める場合（普通徴収）の年4回の納期と比較すると、**1回当たりに納入する税額が少なく、税負担が軽減**できます。

特別徴収の流れ



▼特別徴収について詳しく知りたい方はこちら

陸前高田市 公式ホームページ

<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/soshiki/ze>

imuka/shiminzeigakari/index.html



▼年末調整について詳しく知りたい方はこちら

国税庁 公式ホームページ 年末調整がよくわかるページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>